

第 2 2 期 第 3 5 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 6 年 8 月 2 7 日（火） 午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1 - 2 2
ウェディングプラザアラスカ 2 階 「ガーネットの間」

3 出 席 者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	堀 内 精 二
	委 員	立 石 政 男
	〃	富 田 重 基
	〃	古 川 今 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	竹ヶ原 公
	〃	東 信 行
	欠席委員	黒 滝 洋 子
県 側	水産振興課 副 参 事	野 月 浩
	〃 総括主幹	長 根 幸 人
	〃 総括主幹	白 板 孝 朗
	〃 主 幹	東 野 敏 及
	〃 技 師	立 田 騎 士
	西北地方水産事務所 所 長	清 藤 真 樹
	下北地方水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平
事 務 局	海区漁業調整委員会事務局 事務局長	三 橋 潤一郎
	〃 主幹専門員	田 中 規 雄
	〃 技 師	傳 法 利 行

4 審議の結果

- (1) 第1号議案：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）
→原案どおり答申することに決定された。
- (2) 第2号議案：西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について
→原案どおり委員会指示を發動することに決定された。
- (3) 第3号議案：西部海区管内におけるトドの採捕の指示について
→原案どおり委員会指示を發動することに決定された。
- (4) 第4号議案：令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について
→原案どおり要望することに決定された。

5 議事の経過

会 長

まず、会議開催に先立ちまして、前回、皆さんの御指名を受けて、新しく海区の西部、会長になりました堀内です。

簡単ですが、自己紹介させていただきたいと思います。

私は、深浦町漁協、そして新深浦漁協で大型定置網を3か統、小型定置網を2か統経営しております。現在の役職ですが、青森県定置漁業協会会長、そして青森県クロマグロ協定管理委員会の会長をしております。不慣れではございますが、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、第22期第35回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙中の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど、事務局から説明があったとおり、議題として、議案4件、報告事項1件が予定されておりますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私からの指名でよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、福田委員と野土委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、事務局長。

事務局長

それでは、議案第1号につきまして説明いたします。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回の諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号について、県から補足説明をさせていただきます。

資料の2ページ目を御覧ください。

いつものように、漁業魚種、それから漁業を営む者の資格、そして許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について御説明させていただきます。

まず最初、2ページ目ですけれども、こちらは、漁業魚種は、なまこ雑けた網漁業でございます。こちらは、西共第57号共同漁業権の組合員行使権者として、脇野沢村漁協で1隻となっております。

続いて、3ページ目を御覧ください。

3ページ目は、3段に分かれています。一番上の1段目ですが、こちらが、北津軽郡中泊町大字小泊に住所を有する者ということで、小泊漁協の1人ということになっております。

中段、2段目ですけれども、こちらは、五所川原市十三に住所を有する者ということで、十三漁協での2人ということになっております。

3段目ですが、こちらは、つがる市豊富町又はつがる市富港町に住所を有する者ということで、車力漁協の5人ということになっております。

4ページ目に移りますと、こちらは、西津軽郡鰺ヶ沢町ということで、こちらは、鰺ヶ沢町漁協の鰺ヶ沢地区で18人ということになっております。

こちら、ずっと5ページまで続いておりますけれども、この同じ案件でございます。

6ページの方に移っていただいて、こちらは、同じく鰺ヶ沢町ということですが、鰺ヶ沢町漁協の赤石支所の地区で7人ということになっております。

続いて、7ページから8ページ、9ページまで続いているんですが、こちらは、深浦町ということで、新深浦町漁協の大戸瀬と鷹木の各地区で合計86人ということになっております。

続いて、10ページの方に移りたいと思います。

10ページの方では、こちらは、風合瀬漁協の地区内で12人ということになっております。こちら11ページまで続いておりますけれども。

続いて、12ページを御覧いただければと思いますが。こちら、3段に分かれています。一番上、上段は、こちらは、深浦漁協の地区で4人、中段ですが、こちらは、新深浦町漁協の岩崎地区で20人、最後の段がこちらが、大間越漁協での地区で1人ということになっております。

続いて、13ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、漁業魚種が、たら底建網漁協でございます。こちら、脇野沢村漁協の地区で16人ということになっております。

13ページ目は以上ですが、続いて14ページ目を御覧いただければと思います。

上の段の方からですけれども、こちらの方は、一番上の方は、平内町漁協の地区で2人、次の段が青森市漁協の地区で3人、次が同じく青森市ですけれども、後潟漁協の地

区で2人、最後の一番下の段が、こちらが蓬田村漁協の地区で2人ということになっております。

14ページまでが以上でございます。

続いて、15ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、なまこ潜水器漁業でございます。

一番上の方が、西共第31号ということで、外ヶ浜漁協で1人、それから次が青森市漁協で1人、更に次が西共第45号ということで、こちらは、平内町漁協ということになるんですが、操業地区ごとに、15ページでは、各1人ずつ。2地区で1人ずつ。

そして、続いて16ページ目ですけれども、こちらも平内町漁協の関係で、上の方から3段、3地区に分かれておりますけれども、こちらも各1人ということになっております。

同じく16ページ目の一番下ですけれども、こちらが竜飛今別漁協の地区で1人ということになっております。

続いて17ページ目を御覧いただければと思います。

一番上の上段が、なまこ・ほたてがい潜水器漁業でございます。

西共第37号の共同漁業権の漁業権者ということで、蓬田村漁協で1人ということになっております。

次が、漁業魚種が、あわび潜水器漁業でございます。

上段の方が、西共第25号共同漁業権の漁業権者ということで、竜飛今別漁協で1人、次が西共第37号ということで、蓬田村漁協で1人ということになっております。

県からの説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は、議案以外にわたらないよう、そして発言する際には挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

皆さん、御質問、御意見はありませんか。

福田委員

はい。

会 長

はい、福田委員。

福田委員

東田沢の福田です。

17ページのあわび潜水器漁業、これは、申請すれば、結局、あわびの潜水、これ、できることになっているんですか。

この頃、あまりに聞いたことないので、県に申請すれば、許可はされるものですか。

水産振興課 野月副参事

この共同漁業権区域内の漁業権者ということで、各漁業者の方での潜水器で行うという漁業でございますので、申請があれば、許可されるものです。

福田委員

できるということ。

水産振興課 野月副参事

はい。できるということになっております。

会 長

皆さん、他に御質問、御意見はありませんか。

それでは、他に御質問、御意見もないようですので、諮問どおりにすることにしたいと思います。御異議、ございませんでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任お願いします。

それでは、次に、議案第2号「西部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護の指示について」議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、事務局長。

事務局長

それでは、議案第2号につきまして、説明いたします。

議案第2号資料1を御覧願います。

これまでと同様に今年もサケ資源の繁殖増大を図るために指示を発して欲しいとする、県農林水産部長からの依頼文でございます。

件名及び本文のみ読み上げます。

沿岸域におけるさけ漁業の制限に係る委員会指示の発動について（依頼）

サケ資源の繁殖増大を図るため、漁業法第120条第1項の規定に基づく、別紙内容のサケの採捕制限等の委員会指示の発動をお願いします。

となっております。

次に資料2の方を御覧願います。

今回の依頼をもとに作成した公示予定となっております、委員会指示案でございます。

題名及び前段のみ読みあげます。

西部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護の指示

青森県西部海区漁業調整委員会指示第8号

漁業法第120条第1項の規定により、青森県西部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和6年9月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二

以降の内容は、県の依頼文に添付されたものと同じでございます。昨年度と若干変わっておりまして、

一、河口付近における操業の制限ということで、数字の1の方で河川名があるんですが、今回から川内川河口及び清水川河口につきまして、両河川とも増殖を実施しておらず、また地元の了解もあったということで、今回から河口域のサケの採捕制限の制限対象から外しております。

あとの部分につきましては、年次が違うだけで同じ内容となっております。

なお、県報登載時に若干の字句修正等があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

議案第２号につきまして、県からの補足説明はございません。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

皆さん、御質問、御意見はありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、原案どおり指示を行うことにしたいと思います。ですが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第２号「西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について」は、議案どおりに指示を行うことといたします。

なお、公示にあたり軽微な字句の修正が生じた場合については、事務局に一任いたします。

次に、議案第３号「西部海区管内におけるトドの採捕の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、事務局長。

事務局長

それでは、説明いたします。

この案件は、西部海区管内の沿岸に來遊するトドの漁業被害を軽減するために行う採捕の承認に関するもので、竜飛今別、外ヶ浜及び脇野沢村漁協に対し、平成19年度から委員会指示に基づき承認が行われております。

それでは、議案第3号資料1を御覧願います。

県農林水産部長からの依頼文でございます。

本文の3行目からを読み上げたいと思います。

このたび、水産庁から、令和6年7月23日付け水推第718号「令和6年度（トド年度）のトド採捕可能頭数について」にて、令和6年9月1日から令和7年8月31日までのトド採捕可能頭数の上限を北海道対象海区（宗谷・留萌・石狩後志・檜山・渡島海区）及び青森県対象海区（東部・西部海区）において511頭と示されました。

つきましては、本県における令和6年度（トド年度）のトド採捕数の上限を8頭とし、別紙（案）により漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示の発動をお願いいたします。

となっております。

次に資料2を御覧ください。

これは、県漁連他、漁協からの要請文でございまして、いずれも例年と同じ内容になっておりますので、説明の方は省略させていただきます。

続いて、資料3を御覧願います。

今回の依頼に基づく委員会指示案でございます。題名と前段を読み上げます。

西部海区管内におけるトドの採捕の指示

青森県西部海区漁業調整委員会指示第9号

青森県西部海区管内におけるトドの採捕（生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。）について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和6年9月〇日

青森県西部海区漁業調整委員会 会長 堀内精二

以下の内容につきましては、県の依頼文に添付されていたものと同じ内容であり、年次を改めた他は前回の指示と同様となっております。

次に議案第3号資料4を御覧願います。

令和6年度トド採捕承認事務取扱要領（案）です。

こちら、年次を改めた以外は、昨年と同様の内容になっており、2ページ目の方に記載されております「6 採捕数の制限」は、県依頼文のとおり、昨年同様の頭数ということで8頭としております。

事務局からの説明は以上でございます。

委員会指示の県報登載にあたり、若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いしたいと思います。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 立田技師

はい、会長。

会 長

はい、立田技師。

水産振興課 立田技師

それでは、県の方から補足説明させていただきます。

まず、議案第3号の資料1の1ページを御覧ください。

委員会指示の依頼文となりますが、発動内容につきましては、年度を訂正したほかは、トド採捕数の上限が8頭であることなど、昨年度と同様となっております。

続きまして、4ページをお開きください。

令和6年7月23日付けで水産庁から今年度のトド採捕可能頭数が示されており、このうち、本県が採捕できる頭数は、北海道との協議により例年同様の8頭となっております。

この採捕可能頭数の設定の根拠につきましては、次のページ、5ページですね。こちらの方のトド管理基本方針の5、こちらは6ページから7ページにかけてとなります。こちらの方に示されております。

また、この基本方針は、令和6年度7月23日付けで一部改正されておりますが、特段、本県のトド採捕に影響を与える内容ではないため、一部改正の詳細につきましては、こちらは、次、11ページ以降となりますね。こちらの方に、11ページ以降ですね、こちらで新旧対照表の方を添付させていただいておりますので、説明の方につきましては省略させていただきます。

次に20ページをお開きください。

こちらは、当課作成の令和6年度青森県トド採捕等作業実施要領(案)となります。

トドの採捕・威嚇及び監視を行うための手続きを記載しております。

委員会指示発動後に指示番号等を記載して、要領改定されるものであり、年度を訂正した他は、昨年度と同様となっております。

続きまして、資料の方を飛んでいただいて、資料5の方を御覧ください。

こちらは、令和5年度の青森県におけるトド・オットセイの確認状況及び漁業被害についてとなっております。

上から順番に説明していきます。

まず、「1 出現状況」を御覧ください。

その下にある(1)、(2)のとおり、トドとキタオットセイ、これらを含めた目

撃件数は合計で3回となっております。

次に2の漁業被害については、前年度は特にありませんでした。

次に3の目視調査は、4回実施しておりますが、出現については、確認されておられません。

次に4のトド採捕実績についてですが、採捕実績は特にありませんでしたので、0頭となっております。

そして、裏の方の次のページですね。こちらの方には、参考として、漁業被害発生及び目撃地点について、5の方が昨年度のもの、6については、今までの状況について記載しております。

県からの補足説明は以上となります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

皆さん、御質問、御意見はありませんか。

東 委員

以前に聞いたかなと思うんですが。トド年度というのは、9月1日からということですか。

北海道のを見ると、9月から次の年の8月一杯までになっていますよね。これが共通している、青森県も共通した年度で、青森県は、2ページにあるように12月から5月という見方でよろしいんですか。

2ページの7番ですが。

水産振興課 立田技師

資料番号でいうと何番に。

東 委員

資料1ですね。

北海道のが4ページに写しがあって、2ページが青森県のだと思うんですけども。

水産振興課 立田技師

これは、あくまでもトドの採捕期間となっておりますので、トド年度とはまた別の取扱いになります。

東 委員

そうすると、トド年度というのは、何月から何月になるんですか。

水産振興課 立田技師

トド年度というと、トド採捕年度でいうと、資料１の一番はじめの１ページですね。こちらにある令和６年９月、上から４行目ですね。

東 委員

だから、北海道の採捕期間、丸一年にしているのは、〇〇トド年度ということで北海道は出していて、青森県は、少し短くということではよろしいんですね。

水産振興課 立田技師

こちらの方で、文を読み上げていきますと、最初、北海道対象海区及び青森県の対象海区においてということになっていますので、こちらは、北海道と青森県、トド年度については同じとなっております。

東 委員

それでよろしいですね。

水産振興課 立田技師

すみません、青森県の方は、補足説明させていただきますと。

トド年度に関しては、今、御説明させていただいたものとなっておりますけども、この採捕の実施要領の方の採捕に関しては、最初におっしゃったとおり、少し時間の方が短く設定されているものとなっております。

以上です。

会 長

他に御質問、御意見はありませんか。

他に御質問、御意見もないようですので、原案どおり指示を行うことにしたいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第３号「西部海区管内におけるトドの採捕の指示について」は、議案どおり指示を行うことにいたします。

なお、公示にあたり軽微な字句の修正が生じた場合については、事務局に一任いた

します。

次に、議案第4号「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、事務局長。

事務局長

それでは、議案第4号につきまして御説明いたします。

議案第4号資料にございますとおり、要望事項案として、西部海区の方から2件提案するという事務局案を作成しております。

この提案2つにつきましては、前年度と同じく継続の要望事項となります。

まず、1件目の要望事項ですが、「太平洋クロマグロの資源管理について」ということで、要望事項1ページの下の方から、1から5、2ページまで続きますが、1から5までございますが、これにつきましても、昨年同様となっております。

ただ、1点、5番、遊漁についての要望事項なんですけども、2ページ目の方になりますが。今年度の全国要望も踏まえまして、遊漁については、ライセンス制の導入といったものを検討して欲しいということを追加しております。

2件目につきましては、「海洋環境の変化・変動に対応した資源管理等の推進について」ということでございますが、継続の要望ということで、内容も昨年と同じものとしております。

説明は以上でございます。

本日、御審議いただいた結果につきましては、11月に本県で予定されております、日本海ブロック会議において審議されることとなっております。

事務局からの説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

それでは、他に御意見もないようですから、事務局案どおりにしたいと思います。御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第4号については、そのように決定し、日本海ブロック会議に提出することといたします。

次に報告事項について、県から報告を求めます。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、白板総括主幹。

水産振興課 白板総括主幹

県の方から報告事項について、説明させていただきます。

資料の方、1ページ目を御覧ください。

県は、漁業法第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、令和6年6月10日付けで知事管理漁獲可能量の変更を行いました。

その概要につきましては、下の中段の表に書いてありますとおり、30キログラム未満の小型魚は、286.6トンから25トン増えて311.6トン。30キログラム以上の大型魚は、508トンから138.4トン増えて646.4トンとなっております。

次の2ページ目を御覧ください。

今回の漁獲可能量の変更についての詳細が記載されてございます。

大きく上段の方にあります、不等量交換に伴う漁獲可能量の変更、それから、2番目の追加配分、この2つで本県への漁獲可能量の変更が行われております。

まず、上段の方の小型魚から大型魚へ交換する、不等量交換につきましては、協定管理委員会からの回答に基づきまして、今回、小型魚46.1トンを大型魚64.5トンに振り替えております。

また、2番目の追加配分の内訳としまして、小型魚につきましては、繰越として25.7トン、譲渡メリット措置として12.3トン、消化率メリット措置として7.1トン、国留保からの上乗せ等として26トンとなっております。

また、大型魚につきましては、繰越として39.9トン、譲渡メリット措置として32.7トン、消化率メリット措置として3.7トン、国留保からの上乗せ等として28.1トンとなっております。

更に大型魚につきましては、これらの数量から令和３年度の漁獲量報告義務違反に係る未報告による控除として、３０．５トンを差し引いて国から本県に配分されております。

譲渡メリットや消化率メリット、国留保からの上乗せ等に関しましては、その後ろの方に詳細な計算の資料等付いてございますので、後ほど御覧ください。

６ページ以降には、青森県報の写しを添付してございます。

なお、この計画の変更につきましては、法第１６条第５項で準用する同条第２項の規定に基づき貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前諮問せずに手続きし、手続き後に報告する旨、令和６年７月５日付け青水振第１３９８号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

県からの報告事項に関する説明は以上となります。

会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見はありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

それでは、御質問、御意見がないようですので、本日、予定していた議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第２２期第３５回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後２時１０分